

3 基本理念と目標

本ビジョンは、地域福祉の担い手としてのすべての住民、福祉活動団体、福祉事業者、医療機関、行政機関等が、それぞれの取組を協力して進めていくうえで、基本理念や方向性を共有するためのものです。

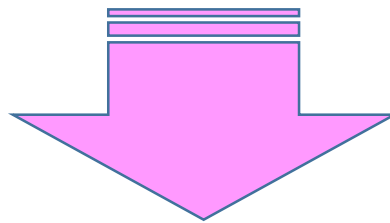
基本理念については、2018（平成 30）年に当初の「福島区地域福祉ビジョン」で掲げた、基本理念を堅持していきます。

また、基本理念を達成するための基本となる目標を設定し、区役所（保健福祉センター）は、その目標へのアプローチとなる方向性に従って施策の取組を進め、地域福祉の担い手や団体、関係機関等の取組を支援していきます。

（１）基本理念とその考え方

《めざすべき将来像》

- ・だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり（大阪市地域福祉基本計画）
- ・お子さんからお年寄りまで、これからも住み続けたいまち 福島区 ～人と人とがつながる安全・安心なまちづくり～（福島区将来ビジョン）



基 本 理 念

人と人とが互いに認め、支え合い、安全に安心して
自分らしく暮らせる、つながりのあるまち「ふくしま」

基本理念の考え方

● 人権尊重

すべての人は、人間として尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、すべての人は等しく人権という基本的な権利を生まれながらにして持っています。

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点も踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

● 住民主体

福島区のさまざまな課題を解決していくためには、行政サービスなど公的な制度、いわゆる「公助」だけでなく、住民同士の助け合い、支え合いによる「共助」をうまくつなぎ合わせ、一体となって進めていくことが重要です。

住民が主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします。

● 共生

地域にはさまざまな考えを持つ人たちが暮らしており、一部の人たちには障がい児・障がい者や高齢者に対する偏見がまだ残っています。排除され、孤立しているような人びとには、適切なサービスを提供するだけでなく、社会とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような支援が必要です。

誰もが支援の「受け手」であり、また、支援の「担い手」であるということの理解と、社会的な役割の提供が必要です。

社会的援護を必要としている人びとを排除することなく、その人たちが直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かって共に支えあうことができる地域をめざします。

● 多様な主体の協働

地域福祉を推進するには、住民をはじめ、地域において活動する多様な主体と行政が共に地域を担う主体として協働しあう社会をつくっていくことが必要です。

住民、区社会福祉協議会、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政が地域福祉の担い手として、お互いに認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取組の拡大をめざします。

(2) めざしていきたいこれからの地域福祉

これからの地域福祉について、以下の5つの視点から考えます。

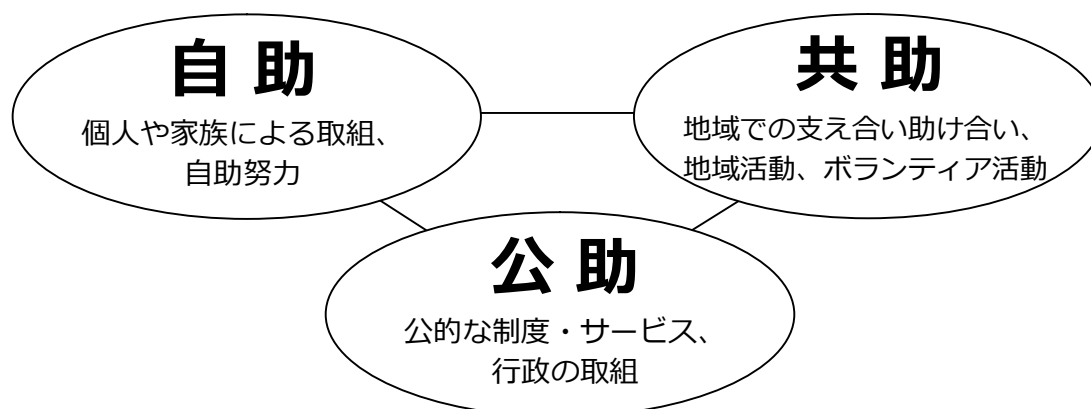
«自助・共助・公助»

地域の住民がともに支え合い、助け合いながら、安心して豊かな暮らしを送るためには、「自助」「共助」「公助」の考え方を理解し実践していくことが大切です。

- 自助（じじょ）
住民一人ひとりが自分自身で、また家族で協力して、生活課題を解決すること。
- 共助（きょうじょ）
地域の住民同士が協力して、また地域団体やボランティアグループ、NPO、福祉の関係機関等、さまざまな組織と協働して、福祉課題の解決に取り組むこと。
- 公助（こうじょ）
行政や公的機関が、公的な制度やサービスを活用して課題解決に取り組むこと。

複雑化・多様化する住民ニーズに対応し、さまざまな生活課題の解決を図るためには、「自助」や「共助」の重要度がますます高まっています。一方で、「公助」として、行政は公的な福祉サービスの整備等、責任をもってセーフティネットを構築していく必要があります。

そして「自助」「共助」「公助」が相互に補完し、バランスをとりながら、一体となって地域福祉を推進していくことが重要です。



「さまざまな形態で」

多様な個人や地域団体、企業やNPO・ボランティア団体等の組織が、区域や小中学校区域だけでなく、互いの強みを活かした協同・協働により、そのエリアや多様化するニーズに合った支援ができる環境づくりが大切です。

- 地域住民の参加と協働
- 地域住民の主体形成
- 福祉教育、ボランティア活動体験
- 地域福祉の推進を担う組織、人材の育成
- ネットワーク構築の支援

「暮らしを支える」

身近な地域で、高齢者・障がい者・子ども・外国人住民・生活困窮者等、生活課題を抱える人たちに気づき、見守ることや総合相談等を通じ、一人ひとりの生活を支える仕組みづくりが大切です。

「暮らしを心豊かに」

これまでの人間関係や社会との「関係性」を重視し、その関係性を維持または構築するために、生活の場（地域）で交流やサービス利用ができることが大切です。

そして、これからは「一方通行的に支える・支えられる関係性」ではなく、お互いに支え合うよう支援することも必要です。

「誰一人取り残さない」

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

自分らしく安心して暮らし続けられる地域をめざすことは、SDGs の達成への貢献につながります。



(3) ビジョンの基本目標

本ビジョンでは、誰もが住み慣れたまちで、安全に安心して暮らし続けられることを実現するにあたり、以下の2つの目標を掲げます。この2つの基本目標に沿って多様な主体の連携・協働により、さまざまな取組を推進します。

基本目標1 「多様化する福祉ニーズ」を受け止め、適切に対応できる体制づくり

“安心して暮らせるまち”であるためには、必要なときに、必要な支援がすばやく的確に得られるということが重要です。そのためには、住民の福祉ニーズを受け止め、対応できる仕組みや、住民が相談しやすい環境づくりを考えなければいけません。

福島区内でも、昔からのまち並みが残り、高齢化率の高い地域や単身世帯の多い地域、高層マンションがある地域、子育て世代が多い地域等、地域の特性はさまざまです。地域の生活課題にも違いが見られることから、より身近なところで住民の福祉ニーズを受け止めるための仕組みづくりが必要となります。

また、複雑化・多様化する生活課題に対応するためには、早期に課題を発見し、総合的に対応することが必要です。そこで、地域や関係機関、団体等と連携し、身近なところでの気軽な相談窓口から専門的な相談支援窓口まで、幅広い相談支援体制の充実を図ってきました。

制度の狭間にある課題を持つ人や、自ら SOS を発信することが困難な人を含め支援を必要とするすべての人の課題を受け止め、適切に支援できる体制づくりを進めていきます。

基本目標2 住民同士がお互いに気にかけて、つながり、支え合えることができる地域づくり

私たちの暮らしの基盤は「地域」にあります。ひとくちに「地域」といっても、その範囲はさまざまですが、日々の暮らしという点から考えると、徒歩で移動できる日常生活圏（小学校区・連合振興町会あるいは町会・自治会単位程度）での地域のあり方が大変重要になります。

近年は近隣関係の希薄化が進み、かつてのような住民同士の関わりがあまりないような地域も増えていますが、日常生活圏での人びとのつながりや支え合いが、一人ひとりの暮らしを守り、豊かにしてくれます。たとえば、「毎朝、あいさつしていたご近所の高齢者を、最近見かけなくなったので気がかりである」とか、「隣の家で、こどもを怒鳴る親の声は何日も繰り返されており、虐待が心配される」等は、近隣の住民同士がお互いにつながり、存在を認め合えるからこそ気づく日々の変化です。

さらに、災害等いざという時には、「どの家にどんな人が住んでいて、どこで救助を待っているか」等の重要な情報を、安否確認や救助活動等に役立てることができます。

そこで、住民同士がお互いに存在を認め合い、気をかけ、つながり、支え合うことで、誰もが地域で孤立せず、安心していきいきと暮らせるような「地域」づくりを進めます。

基 本 理 念

人と人との互いに認め、支え合い、安全に安心して
自分らしく暮らせる、つながりのあるまち「ふくしま」

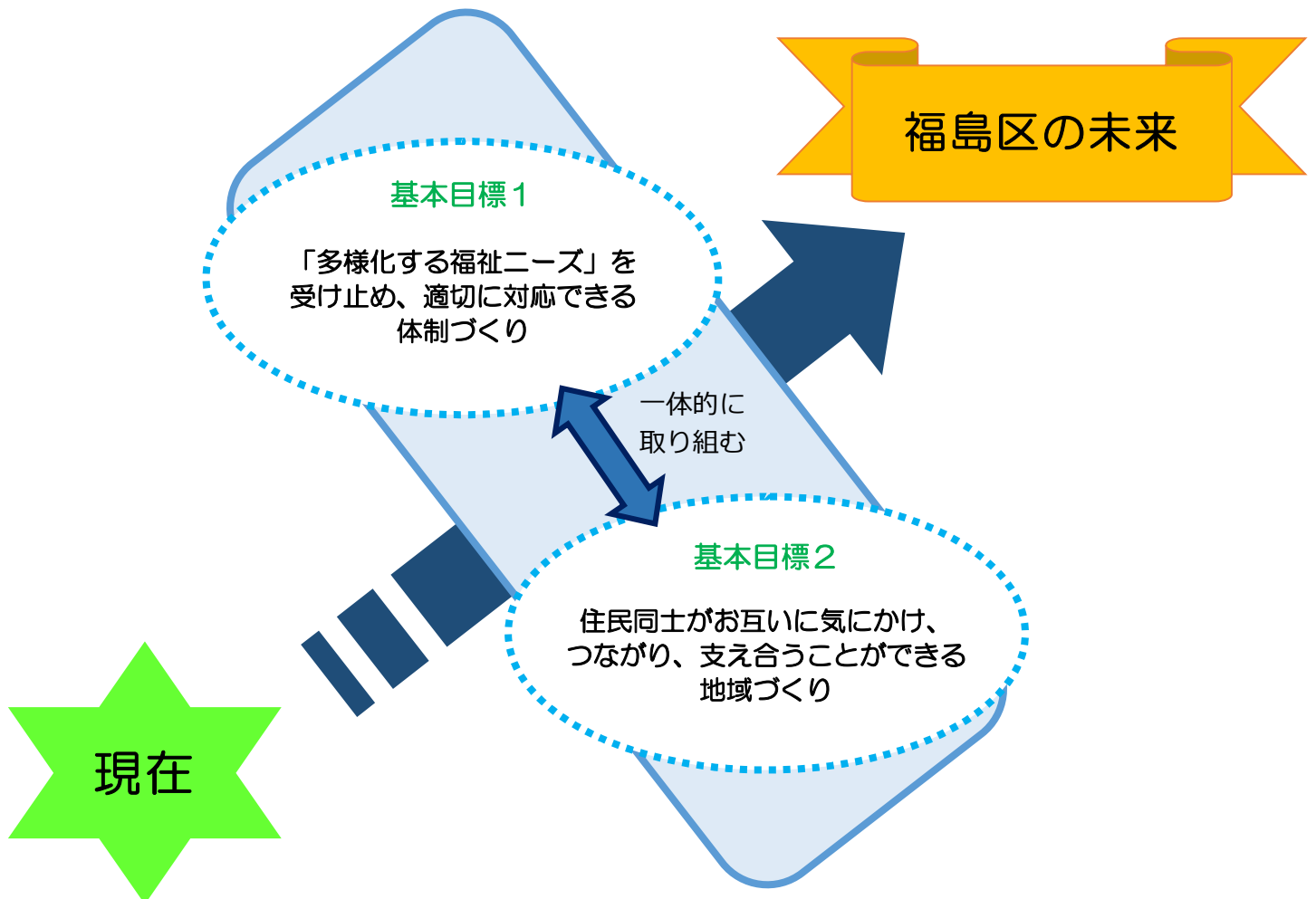
基本理念の考え方

人権尊重

住民主体

共 生

多様な主体
の協働



【基本目標 1】

「多様化する福祉ニーズ」を受け止め、
適切に対応できる体制づくり

施策の方向性

- (1) 身近な場所での相談体制の連携強化
- (2) 高齢者支援体制の推進
- (3) 障がい者への相談支援体制の強化
- (4) 子育ての相談支援体制の充実と連携強化
- (5) 複合的な課題等を抱えた人や世帯への相談支援体制の充実
- (6) 虐待防止と権利擁護の取組
- (7) 「健康寿命の延伸」をめざした取組の推進
- (8) 情報提供と発信の充実

【基本目標 2】

住民同士がお互いに気かけ、つながり、
支え合うことができる地域づくり

施策の方向性

- (1) 地域でのつながりづくりと住民の参加促進
- (2) 地域における見守り活動の充実
- (3) 障がいのある人や認知症の人と共生する地域づくり
- (4) 災害時等における要援護者への支援
- (5) 地域を支える人材づくり
- (6) 福祉教育の推進